

運送事業者に対する行政処分(令和元年12月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和元年12月23日	株式会社富士タクシー(法人番号1220001005768) 代表者塚本泰久	石川県金沢市御供田町ホ171-2	本社営業所	石川県金沢市御供田町ホ171-2	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年10月21日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)(2)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	3	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。